

資料3-25 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(令和4年3月31日現在)

業種 特定事業場数	畜産農業	食料品製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	紙パルプ・紙・ 紙加工品製造業	化学工業	石油精製業	ゴム製品製造業	窯業	砕石・砂利採取業	鉄鋼業	金属機械製造業・ 金属等表面処理業
50m ³ /日 以上	5	59 (3)	5		3	17 (6)	1	7 (1)	10 (3)	1	1	54 (40)
50m ³ /日 未満	328	882	33	33		25 (8)		7	158 (8)	70	13	165 (38)
計	333	941 (3)	38	33	3	42 (14)	1	14 (1)	168 (11)	71	14	219 (78)

業種 特定事業場数	水道浄化施設	旅館業	飲食店業	洗濯業	新聞・印刷業・ 現像業・写真	病院	自動式車両洗浄施設	試験研究機関	ごみ焼却場	下水道処理施設・ し尿処理施設・ 終末処理施設	その他	計
50m ³ /日 以上	7 (2)	85	37	9		10		9 (7)		446 (2)	9 (2)	775 (66)
50m ³ /日 未満	7 (3)	2,508	127	450 (10)	247 (14)	4	854	70 (35)	14 (1)	552 (2)	32 (10)	6,579 (129)
計	14 (5)	2,593	164	459 (10)	247 (14)	14	854	79 (42)	14 (1)	998 (4)	41 (12)	7,354 (195)

注1 ()は内数で有害事業場分

注2 四日市市内事業場数を除く